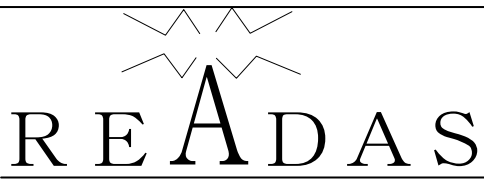


第 4203 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2011年)平成23年 3月18日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 社員に対する食事の支給

Q：社員に対して食事を支給する場合、一定の範囲であれば課税されないそうですが、どのようになっているのですか？

A：次のようになっています。

【解説】

会社が社員に食事を支給した場合、原則として給与課税されますが、次に該当する場合は課税されないこととされています。

①昼食等の食事

次のいずれにも該当する場合

イ. 社員が食事の価額の50%以上を負担していること

ロ. 会社の負担額が月額3,500円以下であること

②残業又は宿日直時の食事

社員が会社の業務の必要性に基づいて残業又は宿日直を行う際に支給される食事は、これらの勤務に伴う実費弁償的な面があることから課税されないこととされています。なお、宿日直に際して金銭による手当てが支給される場合がありますが、これについては勤務1回につき4千円までは課税されず、金銭と食事が支給される場合は、4千円から支給された食事の価額を控除した金額が宿日直手当てのうち課税されない金額となります。

③深夜勤務者に対する食事

深夜勤務者(残業による深夜勤務を除く)に対し、夜食の支給に代えて金銭を支給する場合は、勤務1回ごと300円以下の定額支給であれば課税されないこととなっています。

